

国家知識産権局「中華人民共和国専利法修正草案（意見募集稿）」意見募集表

会社名：一般社団法人 電子情報技術産業協会

条項番号	修正提案	修正理由
第 2 条	※意見表明のため、修正提案は無し	中国においても部分意匠の導入のニーズは高く、歓迎できる改正だが、現在無審査主義をとっている中国では「部分」の冒認登録が多く発生する可能性もあり、懸念点がある。全体意匠でも同様の状況にあることから、部分意匠の導入にとどまらず、実体審査の導入等冒認登録排除のための検討も行うことを希望する。
第 3 条	<p>重大な影響のある専利侵害行為を厳密に規定すべき。</p> <p>例えば「専利侵害行為」につき「司法により専利侵害と判断された行為」と修正すべきと考える。</p>	<p>模倣品の取り締まりなどを念頭に置いているものと思われるが、本規定が拡大解釈されて司法機関にて解決すべき特許紛争がここに含めて解釈されないよう、厳密に規定されるべきである。</p> <p>専利侵害に該当するか否かは高度な判断が必要で、判断が難しい場合や権利自体の有効性に問題がある場合も多い。従って判断主体を明確化・一本化して慎重に判断すべきである。一方において司法の判決・決定に執行力を持たせることは望ましいと考える。</p>
第 6 条	※意見表明のため、修正提案は無し	所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造については、機関と発明者・考案者との間の契約により出願の権利及び専利権の帰属に関して約定されている場合は、その約定に従うとの運用を徹底して頂きたい。
第 11 条	「専利製品について製造、使用、販売の申出、販売、輸入を行ってはならず」に「輸出」行為も追加すべき。	専利権の的確な保護を図るため。
第 14 条	※意見表明のため、修正提案は無し	「公共の利益」の範囲が必要以上に拡大され、専利権の行使が著しく制限されることがないように運用を徹底して頂きたい。
第 14 条	かかる条文は不要と考える。(現状の内容では受け入れが難しく、削除が妥当と考える。)	知的財産制度は、公益と、私益（競争における優位性の容認）とのバランスを図ることにより技術の進歩や産業の発達を図るものであるところ、単に「公共の利益を損害してはならない」等と規定することは問題があると考ええる。

<p>第 16 条</p>	<p>以下の通り、約定優先の原則を追記。</p> <p>「職務発明創造が専利権を付与された後、所属機関は、その発明者又は考案者に奨励を与えなければならない。発明創造専利が実施された後、所属機関は、その普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p>所属機関と発明者又は考案者は、本法の第六条第四項の定めに基づき、発明創造について専利出願の権利が所属機関に属すると取り決めた場合、所属機関は、前項の定めに基づき、発明者又は考案者に奨励と報酬を与えなければならない。</p> <p>1 項及び 2 項について前記奨励と報酬について所属機関は発明者又は考案者と約定することができ、約定がある場合は所属機関と発明者又は考案者は当該約定に従う。」</p>	<p>「市場ニーズをもって導く専利技術の転化メカニズムを健全化し、より改善し、イノベーションを起こし、専利の実施と活用を推進する」ためには、職務発明の場合も、「所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造」の場合も、奨励・報酬の取り決めは事業体自治に委ねるべきであり、約定がある場合はそれを優先するという原則を専利法の中で明確化すべきである。</p>
<p>第 41 条 第 46 条</p>	<p>改正草案で加えられた職権探知主義の部分につき、職権探知主義の範囲を明確化すべきである。</p>	<p>公共の利益の観点より職権探知主義自体については権利安定性の観点より職権探知主義の導入は理解できるが、権利・査定 of 安定性の観点より、「不服が申し立てられた請求項に限るなどの制限を設けるべきである」と考える。</p>
<p>第 46 条</p>	<p>専利復審委員会は、専利権無効審判請求に対して、必要に応じて専利権が本法の関連規定のその他の事由に合致するか否かに対する審査を行うことができる。</p> <p>請求者が申し立てない理由について審査したときは、その審査の決定を当事者に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機</p>	<p>改正草案では、専利復審委員会が職権で無効理由を審査して決定を下した場合、請求者及び専利権者への通知を任意としている。しかし、請求者が申し立てない理由に基づく決定は、請求者・専利権者双方にとって不意打ちに当たることから、決定を通知し、且つ、意見を申し立てる機会の付与を義務規定として頂きたい。</p>

	会を与えなければならない。	
第 47 条	実用新案・意匠について無過失賠償責任を追加すべき。	不確定な権利行使による権利乱用防止。
第 60 条	以下の通り、「専ら」の追記（2 箇所） 「権利侵害製品、専ら権利侵害製品の製造に用いられ、又は専ら権利侵害方法を使用するための部品、工具、金型、設備等を没収、廃棄処分することができる。」	物の専利権と同様、方法の専利権の侵害についても、専ら権利侵害方法を使用するための部品、工具、金型、設備等に限り没収、廃棄処分が認められるべきだが、改正案の文言ではその点が定かではないので明確化していただきたい。
第 60 条	「集団による権利侵害行為」の明確化	「集団による権利侵害行為」とは具体的にどのような場合を指すのか（例えば、複数人による共同侵害行為や、間接侵害を想定しているのか）明確にしていきたい。 もし共同侵害や間接侵害を想定しているのであれば、その成立要件を明確にしていきたい。
第 60 条	専利行政部門の役割から発明特許、実用新案の紛争処理を除くべきである。 あるいは 1 項の「(専利行政部門が処理する状況においては)、権利侵害行為が成立すると認められた場合」につき、「司法により専利侵害と判断された場合」と修正すべきと考える 2 項については「1 倍以上 5 倍以下の過料」については、計算の根拠と過料とするのが妥当なのかを再検討すべきと考える。	行政部門の権限を強化して、権利侵害者への抑止力を強化するという点は理解できるが、侵害の判断が難しい発明特許、実用新案は司法で判断されるべきである。 行政部門において発明特許、実用新案に紛争を行うと司法部門との判断の均一性が損なわれる可能性がある。これは知財法院を設立して判断を統一化する流れと逆行するのではないか。 2 項の「1 倍以上 5 倍以下の過料」については、1～5 倍の幅の基準が不明瞭であり、またかかる違法経営額は過料にするよりも権利者の損失補填において考慮すべき問題として権利者の救済を図ることも可能と考える。
第 61 条	評価報告の要求について、「実用新案・意匠について直ちに審査、処理しなければならない自由を除き」という例外規定の削除。	不確定な権利である点を考慮すると、かかる例外規定は不必要と考える。

第 61 条	<p>実用新案または意匠の侵害訴訟における評価報告書の提出義務の例外となる「直ちに審査、処理しなければならない事由」の明確化または削除</p>	<p>どのような場合がこの例外にあたるのかが不明確であるので、明確化か削除を希望する。</p> <p>また、行為保全（仮差止）申立が、この「直ちに審査、処理しなければならない事由」に該当するのかわ定かではないが、たとえ行為保全（仮差止）申立のように緊急の審理を要する場合であっても、実用新案および意匠が無審査登録である以上、評価報告書の提出を義務づけるべきと考える。</p>
第 61 条	<p>人民法院は、専利権侵害行為の成立を認めた後、賠償金額を確定するため、権利者がすでに挙証に尽力し、権利侵害行為に関わる帳簿、資料を主として侵害被疑者が掌握する状況において、侵害被疑者に対し、権利侵害行為に関わる帳簿、資料を提供するよう命じることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>侵害被疑者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるとき等、文書提出命令を拒否することができる一定の例外規定を導入して頂きたい。</p>
第 61 条	<p>「侵害被疑者に対し、権利侵害行為に関わる帳簿、資料を提供するよう命じることができる。」</p> <p>例えば、「侵害被疑者に対し、損害賠償の算定に必要な最小限の資料を提供するよう命じることができる。」</p>	<p>損害額の立証が困難であり、当該規定の必要性は理解できる。一方、提示すべき資料が不合理に膨大なものとなり侵害被疑者の負担が過度に大きくなるような状況は避けるべきである。</p> <p>そのため、提示すべき資料は損害賠償算定の目的のために必要最小限なものに限定して、侵害被疑者の負担を減らすべきである。</p>
第 63 条	<p>2 項については「1 倍以上 5 倍以下の過料」については、1～5 倍の計算の根拠を明確化すべきと考える</p>	<p>「1 倍以上 5 倍以下の過料」については、1～5 倍の幅の基準が不明瞭である。</p>
第 64 条	<p>1 項の「専利侵害被疑行為」につき、「司法により専利侵害と判断された行為」と修正すべきと考える。</p>	<p>1 項の修正理由については、上記 3 条の修正理由と同趣旨。</p>
第 65 条	<p>故意侵害の賠償金額の増額規定は、発明に係る専利権に限定すべ</p>	<p>実用新案・意匠の不確定な権利に対し、発明に係る専利権と同様の保護を与える必要はない。</p>

	き	
第 65 条	故意侵害の場合の賠償金額引き上げ条項の削除	故意侵害の場合に損害賠償を 2～3 倍に引き上げることができるが、中国においては悪質な侵害行為があった場合に刑事罰が適用されることもあり、故意侵害の抑制のために敢えて損害賠償の増額をする必要はないと考える。 米国にも同様の制度が存在するが、その功罪については議論があるところであり、その他の国においてはこのような制度は設けられていない。
第 65 条	※意見表明のため、修正提案は無し	「故意」の認定を厳格に判断する運用を徹底して頂きたい。
第 66 条	故意に専利権を侵害する行為の定義を明確にすべき。	所謂懲罰的損害賠償については侵害抑止力の効果が期待できるところであるが、故意の定義を明確化する必要がある。 中国には US のようにディスカバリー制度もないことから、通常、“故意”の立証は困難だと思わすが、安易に故意侵害が認められるようなことは避けるべきである。
第 69 条 (二) (改正箇所ではない)	先使用权の拡大	第 69 条(二)号に定める先使用权は、同一の製品や方法に限定されるうえ、製造・使用の必要準備を終え、さらに元の製造・使用の範囲内でしか認められず、範囲が狭い。少なくとも、同一の製品の輸入もしくは販売や、同一の方法により直接獲得した製品の輸入もしくは販売を追加することを希望する。
第 76 条	かかる条文は不要と考える。(現状の内容では受け入れが難しく、削除が妥当と考える。)	専利の実施と活用については、所有者の処分権、私的自治に委ねるべきであり、徒に行政が介入して私的自治を制限すべきではないと考える。
第 76 条	※意見表明のため、修正提案は無し	実施許諾用意制度を導入するのであれば、併せて年金の減免措置をお願いしたい。また、本制度に基づいて表明した使用料が、専利侵害の損害賠償額の算定に利用される等がないように、本制度が、不法行為の損害賠償額の認定に影響を与えるものではないことを明確にして頂きたい。
第 82 条	※意見表明のため、修正提案は無し	非開示の場合に強制的に実施権を許諾したものと見做す制度は、他の国や標準化団体でも、採用された事例は皆無と思われる。制度の国際調和の観点から、このよう

		な制度の導入は時期尚早と考える。
第 82 条	「標準に必要な專利」につき「技術的に標準に必須な專利」と変更する	「標準に必要な專利」が広く解釈されて標準化の会議に参加した企業の当該標準に関係のない特許の許諾までする必要が得るような状況は避けるべきである。一方、「標準に必要な專利」の判断は容易でなく、「標準に必要な專利」と認識していないとして、当該規定をまのがれるべきだという主張も避けるべきである。 上記の問題点を踏まえて左記の修正を提案する。
第 82 条	許諾の使用料は、双方が協議のうえで決定する。特許権利者は「公平で、合理的、かつ非差別的」に協議しなければならない。 と修正する。	合理的な使用料とするために、FRAND 義務を特許権者に負わせるべきである。
第 82 条	「地方の人民政府の專利行政部門が判決を下す。」を削除して「人民法院が判決を下すとすべき。」	特許を巡る争いであり、判断の均一性という観点から、行政部門ではなく司法により判断されるべきだと考える。
その他、全般	今回の修正草案においては、評価できる点（今までに要望していたことがある程度反映されている点）と評価できない点（今までに要望していたことが反映していない点や新たな問題点）があると考えます。 一応の評価ができる点としては、例えば以下の点がある。 ・意匠法の保護強化（部分意匠導入;2 条、存続期間 15 年延長;42 条など）が図られた点。 ・実態審査なしで登録される実案・意匠につき、権利行使時の評価書を義務付けた点(61 条) ・非職務発明の取扱いを契約優先とした点（現 72 条の削除） など。 一方、評価できない点、懸念点としては、例えば以下の点がある。 ・不明瞭な部分を残したまま、地方專利行政部門の権限強化（司法との役割分担の不明瞭化、私的自治を阻害する特許許諾への介入のなど）が図られている点。（権利侵害や権利有効性の（最終）判断は司法に譲り、行政はその判断の執行に機能明確化するのが良いのではないか。） ・実案意匠の実態審査導入が検討されていない点。 など。	

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）